

平成30年9月4日～5日の台風21号により 被害に遭われた皆さまへ (仙北市住宅リフォーム促進事業【災害復旧工事】)

◇ 9月4日～5日の台風21号で被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

この度の被害を受けられた方で、建物の改修工事を行う方に対し補助金を交付しますのでご利用ください。

(過去に住宅リフォーム補助金を利用した住宅等の復旧工事も対象となります)

《補助対象者》

- 補助対象者は、市民であって、次の要件のすべてを満たす方
 - (1) 9月4日～5日の台風21号による被災を受けた方(罹災証明書必要)
 - (2) 対象者及び同居する家族が市税及び市諸収入金に未納がないこと

《対象となる工事》

- 台風により被災した自らが居住する住宅・車庫・物置の改修工事であること
- 当該工事に要する経費(消費税を含む)が、10万円以上であること

《対象外工事》

- 倉庫(農作業小屋含む)、駐車場、フェンス等の住宅本体以外の工事
- 冷蔵庫、テレビなどの備品等(ただし、給湯器等の固定式機械設備は対象)
- 被災箇所以外の改修工事(被災箇所以外は、通常のリフォーム補助での対応)

《補助金の額》

- 補助対象工事費(消費税を含む)の15%(千円未満切捨て)で**限度額は30万円**です。

《施工業者》

- 災害復旧工事に限り、市内・市外問わず対象といたします。

《申込期限》

- 平成30年10月31日(平成31年3月30日まで完了届を提出できる事)

※秋田県の住宅リフォーム推進事業と併用ができます。

【問い合わせ先】

仙北市西木町上荒井字古堀田47
仙北市役所西木庁舎 建設部 建設課
TEL 0187-43-2295